



# アクション れ 夫

紹介しましょう。
おか国では聞き慣れないに関連する記事を幾つかいに関連する記事を幾つかいのように新聞をいるようです。このが国では聞き慣れない。

### ・ガラスの天井

発表されました。 Pメリカの企業社会には、 Ceiling ガラスの天井)が 未だに確固として存在する 未だに確固として存在する

「企業で働く労働者のう にすぎない。何かが間違っ にすぎない。何かが間違っ にすぎない。何かが間違っ

能力は同じなのに、

性や

らず、 律上許されないことになっ ることでしょう。 是正する手っ取り早い方法 crimination) であり、法 をするのは「差別」(dis-遇せよという政策を採用す るという事実です。これを えない天井に頭を打ちつけ ころは、意欲も能力もある ています。それにもかかわ て上にあがれない実情があ ていこうとすると、目に見 女性が企業の昇進階段を登っ 人種を理由に不利益な扱い 昇進に関して女性を優 前述の数値が示すと

であることは別として、女日本の三菱鉛筆をスポンサー日本の三菱鉛筆をスポンサーとする文学賞が設けられました。他の伝統的な文学賞に比べて賞金が破格の高額に比べて賞金が破格の高額に対して、女

性作家だけを受賞対象とする点が批判の的となりました。従来の著名な文学賞では女性の受賞がほとんどないという女性作家の不満に応えたのだというのが主催者側の説明です。文学の世界にもグラス・シーリングがあるため、別ルートの優があるため、別ルートの優があるため、別ルートの優があるため、別ルートの優なのかもしれません。

厳しく批判しました。 しかし、タイムスは、これは女性に はかならず、文学を文学た らしめている価値を歪める ものだとし、これは女性に 対する侮辱ではないのかと

## • 積極的差別是正措置

運動)は、六四年に人種や白人男性が社会のいろいろ白人男性が社会のいろいろでは、でイノリティに憲法の保年代に始まった公民権運動にマイノリティに憲法の保管する権利の適用を求める障する権利の適用を求める

し とを禁止する公民権法の制し とを禁止する公民権法の制し とを禁止する公民権法の制に グラス・シーリングのようで 機会の平等は保障されても、後 が は、単なる禁止にとどまらが は、単なる禁止にとどまらが は、単なる禁止にとどまらが が は、単なる禁止にとどまらが が は、単なる禁止にとどまらが が は、単なる禁止にとどまらが が は、単なる禁止にとどまらが が は、単なる禁止にとどまらが は、単なる禁止にとどまらが は、単なる禁止を表した。

足を引きずって歩いている 大統領の言葉がこの考え方 大統領の言葉がこの考え方 大統領の言葉がこの考え方

ます。具体的には、政府職 に対する積極的差別是正措 に対する積極的差別是正措 で のション(affirmative action program)といい action program)といい

> は、 は、 は、 は、 で、 ないに を、 がいて女性や 思人の で、 ないは、 連邦 で、 できる機関の資格 をできる機関の資格 をできる機関の資格 できる機関の資格 できる機関の資格 できる機関の資格 できる機関の資格

## ・差別・逆差別論争

何年も鎖につながれて片

は、 優れている場合にも、上司 るのですか」と質問したと 男性が上司に、「彼女の方 l, 置を採用している会社にお 慮って同じように言うかも なくて、実際に女性の方が 答えるでしょう。そうでは を必要としているのだ」と 力は関係ない。会社は女性 る場合には、上司は、「実 します。彼の方が優れてい が僕よりも本当に優れてい れません。 て、女性に先を越された 昇進に関して女性優遇 相手を傷つけることを

不公平感を抱くことであろこの男性がやり場のない

的には同じことでしょう。 黒人と白人の場合でも基本 うことは間違いありません。 アファーマティブ・アク

用とでもいうべきマイナス ティブ・アクションの副作 せん。これは、アファーマ 差別であるとの感を否めま いはアンフェアーであり逆 個々人の次元では、 方策として是認できますが、 の実質的な平等を回復する みた場合には、グループ間 ションは、社会全体として その扱

院議員は、アファーマティ 和党の大統領候補ドール上 逆差別だと批判します。共 派の共和党は、平等を崩す 可欠だと主張します。 の平等を実現するために不 統領を先頭にして、アファー 領選挙が行われます。 マティブ・アクションが真 の民主党は、クリントン大 直し問題です。 マティブ・アクションの見 論争の中心の一つがアファー 来年は、アメリカの大統 リベラル派 保守 政策

> チ下院議長も同様です。 対論者ですし、 ブ・アクションの強硬な反 ギングリ "

### 社会意識の変化

した。 世代が社会の大部分を占め らわにする者が増えてきま れることに対する怒りをあ に一部の者が故なく優遇さ るに至り、 かなくなりました。新しい しているのを見ても誰も驚 事と考えられていた仕事を 女性が、かつては男性の仕 ンはどこにもありませんし、 ワイト・オンリー」のサイ 変わりました。 7 メリカでは確かに時代 人種や性のゆえ あの「ホ

とは相容れない面がありま 尊重」主義 (individualism) 事を考える政策であり、自 重視し、グループ単位で物 性という社会のグループを アクションは、 です。アファーマティブ・ 態を直視すべきだというの 保守派は、このような事 主義の中核をなす「個の 人種とか女

> むしろ有害になったとする す。 のです。 たとしても、今の時代では、 かつては良い政策であっ

## 連邦最高裁の立場

す。 事を筆頭にして、クリント ン大統領が任命したギンズ ら五名の判事です。リベラ スト、スカリア、トーマス す。保守派は、 人の判事で構成されていま ーグ、ブレヤーら四名で 派は、スティーブンス判 T メリカ連邦最高裁は九 レーンクイ

します。 個人であってグループでは 等保護条項が保護するのは、 しい立場をとり、憲法の平 ないという原理原則を強調 ブ・アクションに対して厳 保守派は、アファーマティ

枠を定めた条項を違憲とす した。その中には、連邦の 高速道路建設計画で、マイ リティ労働者の優先使用 この一年間に、 つかの違憲判断を下しま 最高裁は

> るものなどがあります。 図的に一つの選挙区とする 連邦政府の施策を違憲とす 人が多く居住する区域を意 るものや、 このように、アメリカの 選挙区改正で黒

積極主義といいます。普通 リベラル派が司法の自制と 派が司法積極主義をとり、 今の連邦最高裁では、 さないやり方のことを司法 的な問題についても積極的 更しようとしています。 リベラルな先例を次々と変 最高裁は、過去三○年間 妙な図式になっています。 義をとるといういささか奇 限界を強調する司法消極主 の立場をとるものですが、 に口出しすることを意に介 に判断し、 ところで、 リベラルな裁判所がそ 司法が政治の場 裁判所が政治

日本の場合

数値目標を設定し、各国に 的地位に就く女性の割合を 三〇%とすること」という 玉 連は、 「各分野 で指導

> に微々たるものです。 管理職にいたっては、さら 行政の各種審議会委員が 議員が七%、裁判官が八%、 の進出・登用が漸く目に付 ても、最近、各方面で女性 これをうけて、 その実現を求めています。 くようになりました。国会 一%といった具合です。 一%に満たず、私企業の しかし、公務員の管理 日本におい

民 ιj 見逃せないものがあると思 の自由」へというアメリ 当するとは思えませんが、 直し論が日本にそのまま妥 マティブ・アクションの見 アメリカにおけるアファー このような現状のもとで、 てはるかに遅れています。 も、日本はアメリカに比べ リティに対する差別是正で 「市民の権利」から「市 個の価値」を大切にし、 ・ます。 社会意識の変化・復帰は 族、身障者などのマイノ 性差別だけでなく、少数

保守



# 阪神大震災」に思う

だといわれてきた阪神高速 特に注目されたのは、

の地震被害の中で、

尾 藤 廣 喜

## 弱者により集中した

ちました。 神大震災から早や半年が経 の暮らしを破壊したあの阪 多くの人命を奪い、人々

現実はそう甘くはなかった 思っていました。しかし、 より多くなっています。 高齢者や障害者に、被害が 宅被害がより多く集中し、 宅が密集している地区に住 のです。老朽化した木造住 全ての人に平等に起きると 私は、天災というものは、 長田区を中心としたケミ この地震が起きるまで、

> 西宮市などの出張相談で受 護申請については、避難所 ると通告。また、新たな保 いて、神戸市は、避難所に にある生活保護受給者につ 者」が即「震災弱者」となっ けた相談でも、「社会的弱 士会の電話相談や、東灘区、 は保障されているとして、 にいる以上必要な最低生活 いる間は保護費の一部を削 ているのが実態でした。 そのうえ、最も弱い立場

度の原点ではなかったので つというのが、社会保障制 の生活を支えるために役立 いざというときに、国民 出しています。

申請を認めない方針を打ち

崩れ去った「安全神話」

さえ弱い資金力の下で、青

私が、

弁護

滅的な打撃を受け、 カル・シューズの町は、壊

ただで

認めてしまいました。 して、モノレールの建設を 裁判所は、安全性に問題が れていました。ところが、 れ去ったことでした。 あるとの学者の証言を無視 し止め請求の裁判が起こさ 疑問から、住民によって差 の高架道路が、もろくも崩 は、景観破壊と安全性への ノレール建設工事について また、住吉川にかかるモ

しかし、このモノレールの 耳を持たなかったのです。 ない。」として、全く聞く てしまいました。 支柱も住民の指摘通り傾い 「反対のための反対にすぎ 神戸市は、住民の声を

あるかを物語っています。 主張が、現実の前に無力で 上の計算による「安全」の これらの点は、いかに机

株式会社神戸市といわれ、 問われる「町づくり」 あり方

> ています。 能などで大きな被害を受け 象、アクセス道路の通行不 どの埋立て地は、液状化現 結果、ポートピアランドな ひたすら開発を進めてきた 山を削り、海を埋め立てて、

りました。 りにされていた結果、被害 を益々大きくすることにな 集地帯の防災対策がなおざ 一方、老朽木造住宅の密

地区の住民の奮闘は大きな 励ましでした。 そんな中で、長田区真野

とが共存共栄の話し合いを 地域住民と地元の化学工場 代の公害反対運動の中で、 宅の建替え、住民の連絡組 始め、その後は老朽木造住 て町を作ってきました。 くりなど住民が中心となっ 織や福祉のネットワークづ この地域は、昭和四 一年

隊の協力による消化活動で、 発生直後に住民のバケツリ 火災の広がりを防ぎ、 ーと化学工場の自衛消防 今回の震災でも、火災の

> 果を挙げています。 民総出で行ない、大きな成 した家屋での救助活動も住

です。 ち並ぶ地区が多く、 災を貴重な教訓として、今 めの特別立法を制定すべき こそ総合的な天災対策のた ではありません。今回の震 ◆ 今こそ「特別立法」を 京都の町も木造住宅が建 他人事

化する、④国による住宅ロー ②中小企業を中心とする地 障が基本的に国の責任にあ ともに、「住む権利」の保 ンの救済対策を盛り込むと を生かした町づくりを制度 ③土地所有権の制限を図る 場産業の振興策を盛り込む、 る個人の財産被害に対する 的に保障する緊急体制の確 衣・食・住・医・心を総合 ることを明らかにする、⑤ 一方、住民の主体的な意見 定の補償を制度化する、 その内容には、①国によ などが盛り込まれるべ



#### 民 青島知事の決断 主主義と

れる必要があります。

#### Ш 崹 浩

## 知事の交替と計画変更■

た。テレビ画面に映し出さ くの国民の関心を集めまし それとも開催するのか、多 と苦悩が表れていました。 れた知事の表情には、迷い 公約どおりに中止するのか 都市博覧会」 最終的には公約を守ると 青鳥東京都知事が の開催を選挙

問題がないのか。 の継続性という観点からは 知事が変更することは行政 都市博覧会を、その後任の 鈴木前都知事が決定した

> いることが明らかになった ことや都民の意思に反して うべきでしょう。 場合に変更は許されるとい 誤りというものはあるわけ L かし、 前の判断が誤りである 行政の判断にも

には、 のか。 更することが正当化される 優先するというべきか。 決議しているが、どちらが 市博覧会開催を賛成多数で 投票行為に表れているとし 約に掲げた候補者が当選し た場合に、 都市博開催中止を選挙公 前知事の行政方針を変 しかも、今回の場合 都議会も、改めて都 有権者の意思が

政のあり方について次のよ

意思の優劣など民主的な行 は知事の選挙公約と議会の

言明しましたが、この問題

うな疑問を投げかけたので

すから、 る議会が最高の決定機関で とでは、民意を反映してい 議会制民主主義制度のも その決定が優先さ

だ姿は、

約束を簡単に破る

議会の意思の尊重かで悩ん 事当選後も公約の遵守か、

ていた私達の目には、新鮮 政党や政治家にうんざりし

う。

にも、 たか問題ですし、そもそも 確な情報が都民に提供され の意思決定ができる程、正 るか疑問です。選挙中にそ のストレートな反映と言え 開催についての都民の意思 いうものが、 れます。 反映されているとも考えら 公約を掲げて当選した知事 しかし、 投票を通じて民意が 都知事の選挙と 都市博覧会の

飛躍があるように思えます。 するという結論を出すのは 理 補が当選したというだけの とすれば、 はないでしょうか。そうだ 一曲で、 もちろん、青鳥候補が知 議会の決定に優先 公約を掲げた候

とにはなりません。

残念でした。 とく知事一人が心の中で悩 るべきか否かという、まさ むという形になったことは しくハムレットの悩むがご に係わる問題を、公約を守 で誠実に映りました。 しかし、都民全体の生活

### 住民投票を

票するしくみのため、議論

はあります。

賛否の案に投

由で投票した人もいたので 補がいないから」という理 新鮮だから」「他にいい候 うという方法です。 して、その結論に知事が従 開催の賛否について投票を した。都民が都市博覧会の きではないかと考えていま 直接投票によって決めるべ れた時から、これは都民の 都知事は公約違反をしたこ 会開催という結論がでても これなら、仮に都市博覧 僕は、この問題が報じら

"汚職しそうにないから」

決めていました。 るということも住民投票で 欧米で盛んに行われていま シアトルでは、市内の建物 高さ規制を二倍に強化す このような住民投票は、 私が訪れたことのある

る町民投票等があります。 市の中海淡水化賛否につい 例で定めている例は、米子 票制度はありませんが、 ての市民投票、窪川町や巻 の原発設置の賛否に関す 住民投票制度にも、 日本では法律では住民 欠点

続きをとることが必要でしょ 争点を十分に整理したうえ 賛成・反対双方の陣営が、 いるような手続き、つまり ためには、訴訟で取られて することができます。その とでこれらの欠点を小さく なわれかねないなどです。 される、少数者の利益が捐 ない、中身よりキャンペー り上げるという過程をとれ を経てよりよい修正案を作 住民に伝える工夫をするこ できるだけ多くの機会に、 ンの良し悪しで結論が左右 提示をしていくという手 しかし、正しい情報を、 都民の前に主張と証拠



#### 産をめぐる紛争雑 杉 本 孝 感 子

このように複雑な家庭で

# 遺

調停事件の約一割弱を占め 申立て件数は、 を若干述べてみます。 調停委員として思うこと等 た頃感じていたこと、現在 家庭裁判所で仕事をしてい 原因でしょうか。そこで、 権利意識の高揚、家族間の ています。土地価格の高騰 る一方で、解決も困難化し ています。 間関係の複雑化等がその 遺 増加傾向をたど 全国の家事

### 紛争の典型

ず死亡した、とか、被相続 亡した母が懸命に働いて遺 人が母と婚姻中に女性関係 産が増えたのに何ももらわ ある場合。 と、後妻及びその間の子で 相続人が、 被相続人が再婚のため、 先妻の子は、死 先妻との間の子

かが、

遺された人達に後

相続人がどのように生きた

及んでいる感がします。

ます。 をもち、 ずいぶん苦しみ何も保障な 女性と再婚したが、母は、 く離婚となった、等と訴え 母と離婚してその

産をめぐる家事調停の

現在嫡出子の二分の一です さまじい例もあるようです。 父は仕方がなかった、と冷 分の父親のことを、当時の あった、被相続人である自 なっています。 のいる場合。その相続分は 合もありますが、対立のす して、話し合いの容易な場 嫡の子が控え目であったり 静にみる息子がいたり、非 これらの例の多くは、被 また、非嫡出子(婚外子) 民法改正案では平等と 女性関係の

> 問題が絡むと、解決は困難 等) 或いはその配偶者に、一人 預貯金等動産をかくしたり きりしない場合や、被相続 変わった人(その意味は様々 ない場合でも、兄弟の中に、 を極めます。 合等。また、家業等の後継 して、不信感をもたれた場 人と同居していた相続人が、 の家庭へ移り、子の仲がすっ した兄弟に均分を主張する 大学卒なのに、親の世話を ですが、例えば、自分だけ 一人の子の家庭から他の子 がいる場合とか、親が 性も多くなっているとの公 言する人は一般化しつつあ ある訳でもない人とか、女 る、つまり、高額の資産が

です。 が共通しているといえそう 間の感情的対立の大きい点 結局どの場合も、相続人

普段から、家族円満に努 紛争を未然に

を世話した妻は、相続人で

はないため、遺言

(遺贈)

偶者、 子の配偶者も)ら全員のい そして、 Ø はいうまでもありません。 わることが大切であること 物心とも公平に子と関 常日頃、 (場合によっては 自分の配

> がテーマでしたが、最近遺 年の家族法学会では、 しておくことももっと検討 るところで、 されていいと想います。 ではない場合は、 できれば理想的でしょう。 して納得させておくことが ついての考えをきちんと話 しかし、このように単純 相続、 遺言を遺 祭司に 遺言 昨 のです。

定します。 であったとか、亡夫の両親 で判をもらわずに相続が確 あれば、配偶者の兄弟にま が亡くなった場合、 証人の感想も出されました。 子のない夫婦は、配偶者 内縁関係のまま 遺言が

場合も、 れるところです。 先に述べた紛争の典型の 冷静な遺言が望ま 遺言を書

関係からはずれてしまいま

を書いてもらわないと相続

思議な潤滑油の機能を多少 めに、数行でも家族への想 ずにすむかもしれないこと して、のり超えて欲しいも いが書かれてあるとき、不 を思い、また遺言書のはじ れる人達が骨肉の争いをせ なりとも果たす現実に期待 くことへの抵抗感は、 遺

### 家族の歴史

易でない場合、そのような だった……との思いです。 結局、「みんな」いい人達 てたどったその家族の歴史 のものであり、長年かかっ を含んだものがその家族そ てもよいかもしれません) たときの私の正直な感想は、 【係、状況(問題点といっ しかし、円満な解決の容 なんとか円満解決となっ

歩となる場合もあることで 見えたりして、 今まで見えなかったものが 静に全体を眺め直せると、 であるといえそうです。 ある程度距離を置いて冷 解決への一

# 非嫡出子の相続分

からかわ問題 法九○○条の規定 子の半分とする民 の相続分を、嫡出 婦の子 (非嫡出子) 姻をしていない夫 より、法律上の婚 最高裁判所は、一 ○対五の多数決に 今年の七月六日、

判断をしました。 は憲法違反ではないという

ということもあるでしょう。 については納得がいかない 同じ相続権を主張すること 女性との間にもうけた子が、 の子や妻にしてみれば別の たという場合に、その父親 ても があるということです。 遇することに合理的な理由 子を、そうでない子より優 法律上の夫婦から生まれた を排除していることから、 婚主義をとり、事実婚主義 確かに、国民の感情とし その理由は、民法は法律 例えば父親が亡くなっ

> う。 平等を定めた憲法一四条に すべきでしょう。このよう 違反すると考えるべきでしょ な不合理な差別は、個人の は他の直接的な方法で達成 律婚を尊重するという目的 的な理由はありません。法 の相続分を半分にする合理 るからといって、非嫡出子 しかし、 法律婚主義をと

以降、 扱うようになっているとい 的でしたが、一九六〇年代 出子を差別することが一般 ものでしょう。 う世界的な潮流にも反する 定当時は、諸外国でも非嫡 ますし、 による差別が禁止されてい 国際人権規約では、出生 差別せず同一に取り 民法九〇〇条の制

なる予感がします。 日本を明るく照らすことに 判事の違憲意見が、将来の きらりと光る最高裁判所

-10 -